

大泉町都市計画道路見直し方針策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年
大泉町

1. 目的

この要領は、大泉町都市計画道路見直し方針策定業務にあたり、本町の現況及び課題を的確に把握し、本町に適した都市計画道路見直し方針の導入について、最も優れた企画提案を行った事業者を受注候補者に選定するため、公募型プロポーザルの実施に関する必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 大泉町都市計画道路見直し方針策定業務
- (2) 業務場所 大泉町全域
- (3) 業務内容 別添「大泉町都市計画道路見直し方針策定業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 委託料上限額 13,585,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
(内訳) 令和8年度 4,532,000円
令和9年度 9,053,000円

※業務に係る契約は、令和8年度から令和9年度までとする。（債務負担行為）

※令和8年度予算が否決された場合、実施効力を失い、契約ができない場合がある。

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

4. プロポーザル方式採用理由

本計画は、大泉町随意契約におけるプロポーザル方式実施要綱（平成28年大泉町告示第10号）第3条に規定する業務に該当し、専門的かつ優れた提案を広く求めることで、価格のみではなく、実績、技術力、企画力等の観点から大泉町に適した事業者を選定することが可能であるため、本方式を採用した。

5. 発注者

群馬県邑楽郡大泉町長 村山 俊明

6. 事務局

- ・所在地 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号
- ・担当窓口 大泉町 都市建設部 都市整備課 都市開発係
メール tosiseibi@town.oizumi.gunma.jp
電話 0276-63-3111 (内線241)
FAX 0276-63-3921

7. 募集及び審査の概要

(1) スケジュール

以下の手続に係る日程等が変更になる場合は、速やかに連絡する。

項目	日程
公告	令和8年2月 5日 (木)
参加意向表明書等に係る質問の受付期限	令和8年2月10日 (火)
参加意向表明書等に係る質問の回答期限	令和8年2月13日 (金)
参加意向表明書等の提出期限	令和8年2月20日 (金)
第1次審査結果通知の発送日	令和8年2月27日 (金)
企画提案書等に係る質問の受付期限	令和8年3月 2日 (月)
企画提案書等に係る質問の回答期限	令和8年3月 5日 (木)
企画提案書等の提出期限	令和8年3月13日 (金)
第2次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年3月18日 (水)
第2次審査結果通知の発送日	令和8年3月30日 (月)
契約の締結日	令和8年4月 1日 (水)

(2) 審査

大泉町都市計画道路見直し方針策定業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、参加者から提出された企画提案書等の書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、評価点合計の高い者を受注候補者として選定する。

なお、審査結果通知前の電話、来訪及び電子メール等による問合せは、一切応じない。また、審査結果に対する異議申立についても一切応じない。

また、審査会の構成による問合せについても、上記同様に一切応じない。

①第1次審査

参加意向表明書等の書類内容について採点を行い、評価点合計の上位5者を第2次審査へ進む提案者として、審査会が選定する。

②第2次審査

第1次審査を通過した上位5者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを審査会にて審査を行い、受注候補者1者及び次点者1者をそれぞれ選定する。

(3) 結果の公表

審査結果については、本プロポーザル手続完了後、速やかに大泉町のホームページで公表する。

8. 参加資格の要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年度・令和7年度の大泉町競争入札参加資格者名簿（建設コンサル）に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（再生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (4) 本公告の日から受注候補者の特定の日までの間、大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成12年大泉町告示第19号）による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 大泉町暴力団排除条例（平成24年大泉町条例第21号）第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者であること。
- (6) 国土交通省による建設コンサルタント「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (7) 令和2年度（令和2年4月1日）以降に地方公共団体が発注した同種又は類似する業務で、令和7年12月31日までに検査合格となった実績を有する者であること。

と。また、同種又は類似の業務としては、次に示すものとする。なお、以下の実績を示す業務名には、都市計画道路見直し方針とあるが、業務名はこれに限定されることなく、未整備に係る都市計画道路の見直しに関する業務名であれば、実績として差し支えない。また、業務内容が分かる仕様書等の写しを添付すること。

- ・同種業務 都市計画道路見直し方針の策定業務
 - ・類似業務 都市計画道路見直し方針の改定（訂）業務
- ※都市計画道路見直し方針の策定又は改定（訂）の業務なしは、対象外とする。
※都市計画道路見直し方針の策定又は改定（訂）が完了となった業務を対象とする。

(8) 群馬県内に本店、支店又は営業所がある者であること。

9. 配置予定技術者の要件

配置予定技術者は、次に掲げる技術者を各1名ずつ配置すること。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は兼ねることはできない。

(1) 業務実施体制表（様式2）

管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者であること。

(2) 配置予定技術者調書（様式3-1、様式3-2、様式3-3）

令和2年度（令和2年4月1日）以降に地方公共団体が発注した同種又は類似する業務で、令和7年12月31日までに検査合格となった実績を有する者であること。

また、同種又は類似の業務としては、次に示すものとする。なお、以下の実績を示す業務名には、都市計画道路見直し方針とあるが、業務名はこれに限定されることなく、未整備に係る都市計画道路の見直しに関する業務名であれば、実績として差し支えない。また、業務内容が分かる仕様書等の写しを添付すること。

- ・同種業務 都市計画道路見直し方針の策定業務
 - ・類似業務 都市計画道路見直し方針の改定（訂）業務
- ※都市計画道路見直し方針の策定又は改定（訂）の業務なしは、対象外とする。
※都市計画道路見直し方針の策定又は改定（訂）が完了となった業務を対象とする。

10. 参加意向表明書等に係る質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 公告日から令和8年2月10日（火）午後5時15分まで
- (2) 受付方法 質問書（様式4）により、持参又は電子メールによる。
持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) 回答方法 質問者の名称等を伏せた上で、回答書（様式5）により、令和8年2月13日（金）までに町のホームページにて公表する。

11. 参加意向表明書等の提出期限

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、その意向を表明するために下表に記載した書類を提出しなければならない。

提出書類	様式
プロポーザル参加意向表明書	様式6
業務実績報告書	様式1
業務実施体制表	様式2
配置予定技術者調書	様式3-1、様式3-2、様式3-3

- (1) 提出期限 令和8年2月20日（金）午後5時15分まで
- (2) 提出場所 都市整備課都市開発係（役場2階14番窓口）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）による。
持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
封筒に「参加意向表明書等在中」と記入すること。
- (4) 提出部数 正本1部、副本8部及びCD-ROMの電子媒体（PDFに変換したもの）により提出すること。

12. 第1次審査の結果

審査結果は、参加申込の提出書類を事務局で確認し、令和8年2月27日（金）までに全ての参加者に選定通知書（様式7）又は非選定通知書（様式8）により通知する。また、第1次審査を通過した上位5者に選定通知書（様式7）により、企画提案書等の提出についても依頼する。

13. 企画提案書等に係る質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 第1次審査結果通知日から令和8年3月2日(月)午後5時15分まで
- (2) 受付方法 質問書(様式4)により、持参又は電子メールによる。
持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) 回答方法 質問者の名称等を伏せた上で、回答書(様式5)により、令和8年3月5日(木)までに町のホームページにて公表する。

14. 企画提案書等の提出

参加者は、次のとおり書類を作成し、提出しなければならない。

提出書類	様式
誓約書	様式9
企画提案書	様式10
業務工程表	様式11
参考見積書	様式12

- (1) 提出期限 令和8年3月13日(金)午後5時15分まで
- (2) 提出場所 都市整備課都市開発係(役場2階14番窓口)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る。)による。
持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
封筒に「提案書等在中」と記入すること。
- (4) 提出部数 正本1部、副本8部及びCD-ROMの電子媒体(**PDFに変換したもの**)により提出すること。

(5) 書類作成上の留意点

①企画提案書(様式10)

企画提案書は、別表の「評価基準」に留意し、「課題に対する提案」として、次のテーマに関する提案を行うこと。

【テーマ①】未整備に係る都市計画道路の検討手法

長年、未整備となっている都市計画道路については、どのような観点から検討を進めていくのかを具体的に提案すること。

※検証ポイントも明記すること。

【テーマ②】地元意見の聴取や周知の方法

都市計画道路の見直し方針を策定するにあたっては、地元の理解が極めて重要である。また、本町は、人口の約2割を外国人が占めていることを踏まえ、地元意見の聴取方法や周知の手法について提案すること。

- ア. A4版の用紙縦1枚とし、横書きとすること。
- イ. 文字の大きさは、原則としてMS明朝の11ポイント以上とすること。
- ウ. 提案書は、それぞれのテーマごとに作成し、フッターにページも記載すること。
- エ. 提案書は、白黒、カラー等は問わない。
- オ. 提案書は、考え方を簡潔に分かりやすく、見やすいものとする。なお、図や表等は記載して構わない。
- カ. 提案書の表紙には、提出年月日を記載すること。
- キ. 提案書は、1事業者につき、1案とすること。
- ク. 提案書は、非公開とする。
- ケ. 電子媒体による提案書は、PDF形式にて提出すること。

②業務工程表（様式11）

- ア. 作業項目ごとに実施スケジュールが分かるように記載すること。

③参考見積書（様式12）

- ア. 正本のみ会社名、会社印、代表者名、代表社印を記名押印し、副本については、会社名、商標等が特定できる情報は記載しないこと。
- イ. 様式12の次に具体的に積算内訳を記載したものを添付し、消費税及び地方消費税を除いた金額とすること。なお、積算した内訳書の様式は任意でよい。

15. 参加の辞退

プロポーザル参加意向表明書（様式6）の提出後に辞退する場合、辞退届（様式13）を令和8年3月13日（金）午後5時15分までに「6. 事務局」へ持参又は電子メール等により提出すること。

なお、辞退に際し、今後の指名等について不利益な扱いを受けることはない。

16. 失格又は無効

以下に該当する場合、失格又は無効の取扱いとする。

(1) 失格

- ①提出期限までに提出書類が事務局に到達しない場合
- ②契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をした場合
- ③他の参加者に対し、直接又は間接に妨害した場合
- ④大泉町契約規則（平成18年大泉町規則第6号）及び関係法令等に違反した場合
- ⑤大泉町暴力団排除条例（平成24年大泉町条例第21号）第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当した場合
- ⑥大泉町職員の指示に従わなかった場合
- ⑦審査会への接触や他の提案者との謀議等により、審査及び審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正又は悪質な行為をした場合

(2) 無効

- ①委託料上限額を超える提案があった場合
- ②「8. 参加資格の要件」及び「9. 配置予定技術者の要件」を満たさない場合
- ③「14. (5) 書類作成上の留意点」を遵守しない書類が作成された場合

17. 提案に関する費用

参加費用は、全て参加する事業者の負担とする。

18. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施方法

提案者によるプレゼンテーション及び審査会によるヒアリングを実施する。

- ①1者につき、30分以内（プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内）とし、時間を大幅に経過した場合は、途中でも打ち切ることがある。
- ②日時、場所は別途通知する。
- ③発表の順番は、受付順とする。

(2) 参加者側の出席

出席者は、配置予定技術者を含む3名までとし、業務実施体制表（様式2）に記載された管理技術者は必ず出席のこと。ただし、パソコン設置・操作のみのスタッフ1名の追加は認める。

(3) 注意事項

- ①発表の際の資料は、事前に提出した書類及びその内容を記載したパワーポイント等にて表現したもののみとし、当日の資料の差し替え及び追加は一切認めない。
- ②参加しない場合は、辞退したものとし、企画提案書等は無効とする。
- ③参加者は、プレゼンテーション用のデータが入ったパソコンを準備すること。
- ④マイク及びプロジェクター等は、発注者側で準備する。
- ⑤オンラインによるプレゼンテーションは行わない。

(4) 評価基準

別表の「評価基準」に基づき、評価を行う。なお、参加者に特に求めたい視点としては、以下のとおりとする。

- ①実効性の高い見直し方針とする視点
- ②町民に分かりやすく、共有しやすい見直し方針とする視点
- ③職員にも分かりやすく、活用しやすい見直し方針とする視点

19. 結果通知

審査会は、別表の「評価基準」に基づき、各委員の評価点を合計し、合計得点（1次審査及び2次審査の合計得点）が最も高い者を受注候補者として選定するとともに速やかに全ての参加者へ結果通知書（様式14）により通知する。また、審査結果を町ホームページにおいて公表する。

20. 契約の締結

審査の結果、受注候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、その者と契約の締結ができない場合、次点者と契約交渉を行う。

21. その他特記事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 電子メールの方法にて提出等を行う場合、「6. 事務局」に示すメールアドレスとすること。
- (3) 持参する場合、「6. 事務局」へ提出すること。
- (4) 書類提出後、提出書類の修正又は変更はできない。

- (5) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、大泉町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報開示請求があった場合、大泉町情報公開条例（平成10年大泉町条例第19号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 本案件は、随意契約による公募型プロポーザル方式を採用しているため、プロポーザル参加意向表明書を提出した者が1者であっても、審査及び契約手続は進めるものとする。
- (8) 業務実施体制表（様式2）に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由等により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (9) 受注候補者に選ばれなかった参加者は、受注候補者の委託契約に協力会社として加わることはできない。

別表

評価基準（第1次審査）

評価項目	評価内容	配点
業務実績	<p>【企業の実績】 令和2年度（令和2年4月1日）以降に地方公共団体が発注した同種又は類似する業務で、令和7年12月31日までに検査合格となった実績により評価する。 なお、同種又は類似する業務実績がない場合は失格とする。</p> <p>【同種の業務】 都市計画道路見直し方針の策定業務 実績1件につき、5点とする。</p> <p>【類似の業務】 都市計画道路見直し方針の改定（訂）業務 実績1件につき、3点とする。</p> <p>※同種又は類似する業務は、都市計画道路見直し方針の策定又は改定（訂）が完了となった業務を対象とする。 （例）実績が3件（同種1件、類似2件）の場合 $5点 \times 1件 + 3点 \times 2件 = 11点$</p>	15
業務体制	<p>管理技術者、照査技術者及び担当技術者の保有資格や業務実績により評価する。</p> <p>【各技術者の保有資格】</p> <p>①技術士（建設部門：都市及び地方計画） 5点 ②RCCM（都市計画及び地方計画） 3点 ③資格なし 失格</p> <p>（例）管理技術者、照査技術者及び担当技術者がそれぞれ上記①の技術士を保有している場合 $5点 \times 3人 = 15点$</p>	15

業務体制	<p>【各技術者の実績】</p> <p>令和2年度（令和2年4月1日）以降に地方公共団体が発注した同種又は類似する業務で、令和7年12月31日までに検査合格となった実績により評価する。</p> <p>なお、同種又は類似する業務実績がない場合は失格とする。</p> <p>【同種の業務】</p> <p>都市計画道路見直しの策定業務 実績1件につき、5点とする。</p> <p>【類似の業務】</p> <p>都市計画道路見直し方針の改定（訂）業務 実績1件につき、3点とする。</p> <p>（例）各配置予定技術者の実績が3件（同種1件、類似2件）の場合</p> <p>①管理技術者 5点×1件+3点×2件=11点 ②照査技術者 5点×1件+3点×2件=11点 ③担当技術者 5点×1件+3点×2件=11点</p> <p style="text-align: right;">計 33点</p>	45
合計		75

※上表右欄の配点は、配点の上限額

別表

評価基準（第2次審査）

評価項目	評価内容		配点
企画作成力等	提案内容の的確性	趣旨を的確に理解し、検討すべき課題が的確であるか。	25
	具体性	提案内容に具体性があるか。	25
	実現性	提案内容に実現性があるか。	25
プレゼンテーション力等	資料作成能力	提案資料について、的確な文章表現、作図等の創意工夫、専門用語を多用しない分かりやすさや説得力があるか。	25
	対応能力	プレゼンテーションの分かりやすさや説得力、質疑に対する的確な応答があったか。	15
	提案意欲	業務に対する取組意欲や熱意があったか。	15
参考見積書	配点×(参加者の中で最低提案見積額/当該参加者の見積額) ※小数点以下四捨五入		20
合計			150

※上表右欄の配点は、配点の上限額